

○農産物獣害対策

●農産物獣害対策事業費補助金

農産物への獣害を防止するために設置する電気柵等資材費用（設置工事費用は除く）の1/2を補助します（上限5万円）。獣害が頻発している地域に獣害防除用資材を設置しようとする市民の方で、基本的には2戸以上の受益者がいる場合が対象です。

[・申請書（クリックしてください）](#)

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興第2係（☎0597-89-4111 内線483）

●威嚇用 電動ガンの貸し出し

有害鳥獣による農林産物等への被害の防止軽減のため、威嚇用電動ガンを貸し出します。対象となるのは、農林産物の被害に遭うおそれのある市内の農家・林家等で、期間は2週間までです。

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興第2係（☎0597-89-4111 内線483）

[・申請書（クリックしてください）](#)

●『熊野市鳥獣被害防止計画』

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止措置法：平成19年法律第134号）第4条第1項及び第5項の規定に基づき、『熊野市鳥獣被害防止計画』を作成しましたので、同法第4条第8項の規定に基づき公表します。

[・熊野市鳥獣被害防止計画（クリックしてください）](#)

 